

多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、65 年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市（通称「特別市」）」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

特別市は、二重行政の完全な解消による市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正や圏域の発展、日本の国際競争力の強化に繋がるものであり、その効果を日本全体に広げることで、持続可能な地域社会や多極分散型社会の実現など日本の成長のエンジンとなるものである。

大都市制度について検討がなされた第 30 次地方制度調査会の答申においても、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたものの、制度創設に向けた検討が全く進んでいない状況であるだけでなく、当面の対応とされた道府県から指定都市への事務と税財源の移譲についても遅々として進められていない。また、特別市など大都市制度に対する市民の理解は深まっておらず、指定都市市長会としても意義やメリットを整理し伝えていくことで、市民の理解を高めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、指定都市市長会では「多様な大都市制度実現プロジェクト」を立ち上げ、令和 3 年 11 月に特別市の必要性や効果、法制化案等について最終報告を取りまとめるとともに、令和 4 年度の同プロジェクトにおいて、特別市制度の法制化など多様な大都市制度実現に向けた機運醸成の取組等を進めている。

また、第 33 次地方制度調査会では、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制

度のあり方について、調査審議が行われているところであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方を明確化する観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進めるとされたところである。これらの検討にあたっては、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、将来にわたってその責任と役割を存分に果たすため、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言をしている特別市制度の法制化を含めた多様な大都市制度のあり方についても議論がなされることが不可欠である。

国や政党においては、大都市制度の議論を加速させ、特別市制度の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり提言を行う。

記

特別市は、第 30 次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められており、国や政党においては、令和 3 年 11 月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。

あわせて、同答申に基づく当面の対応として、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和 年 月 日
指定都市市長会